

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書

じん肺については、予防対策、健康管理の充実等、国においても各種対策が講じられてきたところであるが、トンネルじん肺問題は未だに解決されていない状況にある。

こうした中、全国11ヶ所の地方裁判所で審理が進められてきたトンネルじん肺訴訟の中で、東京地裁、熊本地裁及び仙台地裁において、国の規制権限の不行使を違法とする司法判断が示された。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共事業によって発生した職業病であること等から、規制権限を有する国が責任を持って解決に向けて取り組むべき重要な問題である。

よって、国におかれては、発注者及び施工者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺根絶の抜本的な対策等に早急に取り組まれるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

1. トンネル建設現場において、定期的な粉じん測定及び測定結果の評価を義務付けること。
2. トンネル建設現場において、坑内労働者が粉じんに曝露される時間を短縮、規制をすること。
3. 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者への補償等、救済制度の充実を図ること。

平成19年3月20日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣